

(趣旨)

第1条 学校法人札幌大学が設置する学校(以下「本学」という。)における遺失物の取扱いに関しては、法令又は法令に基づく特別の定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(取扱部局)

第2条 本学構内においての遺失物に関する取扱いは、学生支援課が行う。

(遺失物の処理)

第3条 学生支援課は、拾得物の届出を受けた場合、拾得物台帳(様式第1)、遺失物処置簿(様式第2)に所要事項を記載し、拾得物預り書(様式第3)を交付する。ただし、拾得者が拾得物に関する一切の権利を放棄した場合は、この預り書を交付せず、遺失物処置簿にその旨を明記し、署名させる。

2 拾得物は遺失者が容易に確認できる公示及び学生支援課内拾得物ケースに展示し保管する。ただし、公示は、備え付けの拾得物台帳を閲覧させることにより代えることができる。

(所持禁止物等の処理)

第4条 遺失物法(平成18年6月15日法律第73号)第4条第1項の規定に該当するものについては、学生支援課長の指示を受けて、直ちに所轄警察署に引き渡す。

(遺失物の保管)

第5条 遺失物は、安全にしかも処理番号を付すなどして保管する。ただし、保管に適しないと認められるものについては、その都度学生支援課長の指示を受けて処理する。

(遺失物の返還)

第6条 学生支援課は、遺失者から物件の返還を求められた場合、学生証等により遺失者であることを証明させ、拾得物台帳及び遺失物処理簿に所要事項を記載のうえ署名させる。

2 遺失者の明らかな拾得物については、掲示、書面、電話等により通知し返還する。

(報労金)

第7条 報労金については、遺失者と拾得者との話し合いに一任する。

(遺失物の公示、展示期間)

第8条 拾得物は、本学において5日間公示、展示し、この期間に遺失者が判明しない場合は、拾得物の届出を受けた日から7日以内に所轄警察署に提出する。

2 貴重品については、前項を適用し処理する。

3 さ細なものについては、本学において拾得物の届出を受けた日から14日間展示し、その後3か月を経過しても遺失者が判明しない場合は、学生支援課長の指示を受けて処理する。

(保管期間満了後の遺失物の処理)

第9条 法定保管期間(3か月14日)を満了した遺失物は、廃棄処分を妥当とするものを除き、原則として拾得物預り書と引き換えに拾得者に引き渡す。

(拾得物の所有権)

第10条 拾得者は、遺失物の法定保管期間満了後、拾得物の所有権を得ることができ、その日から2か月以内に当該物件を受領しなければ所有権を失う。

2 拾得者が拾得に関する一切の権利を放棄した場合は、本学を拾得者とする。

(職員拾得の場合の帰属)

第11条 本学職員が本学構内において、遺失物を拾得した場合は、遺失物の諸権利は本学に帰属する。

(遺失物の処理方法)

第12条 本学が所有権を得た物件は、次に掲げる方法により処理することができる。なお、そのいずれかの選択は、学生支援課長の判断により決定する。

- (1) 学生への払下げ
- (2) 施設への寄付
- (3) 災害地への寄付
- (4) その他

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）の学生に対し、奨学金の給付又は貸与を通じて学修を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 奨学金を受けることができるのは、本学の正規課程に在学している者とする。

(種類)

第3条 札幌大学奨学生（以下「奨学生」という。）の種類は、特別給付奨学生、経済援助奨学生、ウレパ奨学生、協定校編入学奨学生とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別給付奨学生

ア 成績優秀特別奨学生

人物及び学業成績が特に優秀であり、奨学金を給付することにより、著しく学修効果の向上が期待できる者

(2) 経済援助奨学生

ア 生活支援奨学生（学業成績）

経済的に修学経費の援助が特に必要であり、人物及び学業成績が優秀である者

イ 生活支援奨学生（課外活動）

経済的に修学経費の援助が必要であり、人物及び課外活動における資質が優れ、課外活動コーディネート会議から推薦された者

ウ 生活支援奨学生（学業・入学）

経済的に修学経費の援助が必要であり、本学が定める入学試験に合格し、学生・入試委員会から選考された者

エ 緊急生活支援奨学生

家計急変等により修学経費の支弁に特に支障を来した者

(3) ウレパ奨学生は、ウレパ奨学生候補選考委員会において、ウレパ奨学生候補として選抜され、入学後推薦された者

(4) 協定校編入学奨学生は、本学と編入学協定を締結している短期大学等から編入学した者

2 外国人留学生については、別に定める。

(金額及び採用人数)

第4条 奨学金の金額及び採用人数は、別に定める。

(出願資格)

第5条 奨学金の種類ごとの出願資格は、別に定める。

(募集及び出願時期)

第6条 募集及び出願の時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 成績優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（学業成績）は、 Semester の始めとする。ただし、1年次春学期第1 Semester を除く。

(2) 生活支援奨学生（課外活動）及び生活支援奨学生（学業・入学）の募集及び出願の時期は別に定める。

(3) 緊急生活支援奨学生は、家計急変等の事情が生じたときとする。

(4) ウレパ奨学生の募集及び出願の時期は別に定める。

(5) 協定校編入学奨学生の募集及び出願の時期は別に定める。

(選考機関)

第7条 奨学生の選考及び審査は、学生・入試委員会において行う。

(選考方法及び選考基準)

第8条 選考方法及び選考基準は、別に定める。

(採用)

第9条 第7条及び第8条に基づき、所定の手続きを経て選考された者を、奨学生として採用する。ただし、高等教育の修学支援新制度に採用された者は、国の制度を優先する。

2 高等教育の修学支援新制度に採用された者の奨学金給付額は別に定める。

(給付又は貸与の期間)

第10条 奨学金の給付又は貸与の期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成績優秀特別奨学生又は生活支援奨学生(学業成績)への給付は、当該セメスター限りとする。
- (2) 生活支援奨学生(課外活動)及び生活支援奨学生(学業・入学)への給付の期間は、別に定める。
- (3) 緊急生活支援奨学生への貸与は、原則として、家計急変事由が生じた当該セメスターとするが、別に定める基準を満たすときは、継続を認めることがある。ただし、年度を超えて貸与しない。
- (4) ウレパ奨学生への給付の期間は別に定める。
- (5) 協定校編入学奨学生への給付の期間は別に定める。

(給付又は貸与の時期及び方法)

第11条 奨学金の給付又は貸与の時期及び方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別給付奨学生及び生活支援奨学生には、学費等納付金の納付時に給付する。
- (2) 緊急生活支援奨学生には、学費等納付金の納付時に貸与する。
- (3) ウレパ奨学生への給付の時期は別に定める。
- (4) 協定校編入学奨学生への給付の時期は別に定める。

(重複奨学生)

第12条 重複奨学生については、別に定める。

(辞退)

第13条 奨学生が奨学金の給付又は貸与を辞退するときは、別に定める手続きをもって願い出なければならない。

(奨学生の取消し)

第14条 奨学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、これを取り消す。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 除籍になったとき。
 - (3) 辞退したとき。
 - (4) 生活支援奨学生(課外活動)においては当該クラブを退部したとき。ただし、この場合は課外活動コーディネータ会議において資格継続の判断を行うことができる。
- 2 奨学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、奨学金の給付又は貸与を取消すことがある。
- (1) 学則その他の規則等に違反し、懲戒を受けたとき。
 - (2) 奨学金の手続又は呼出しに理由なく1月以上遅れたとき。
 - (3) その他奨学生として不適当と認められたとき。
- 3 生活支援奨学生(課外活動)及び生活支援奨学生(学業・入学)の継続要件は、別に定める。
- 4 奨学生が、奨学生を取り消されたときは、別に定めるところにより奨学金を返還しなければならない。

(出願の制限)

第15条 前条第2項により奨学生を取り消された者は、再び奨学生の出願をすることができない。

(変更届)

第16条 奨学生又は奨学金を償還中の者は、提出済みの書類の記載事項に変更が生じたとき、直ちに変更届を提出しなければならない。

(利息)

第17条 貸与した奨学金の利息は、無利息とする。

(償還)

第18条 貸与した奨学金の償還は、奨学生が本学を卒業又はその他の理由により学籍を失ったときから開始する。ただし、在学中に償還を開始することを妨げない。

- 2 償還期間は開始から20年以内とする。詳細については、別に定める。

(償還方法)

第19条 償還方法は月賦とし、本人指定の金融機関預金口座から口座振替とする。

2 毎回の割賦金額は別に定める。

(償還猶予)

第20条 奨学金の貸与を受けた者から、次の各号のいずれかの理由により償還猶予願いが提出されたときは、償還を猶予することがある。

- (1) 大学又は短期大学に在学したとき。
- (2) 大学院に在学したとき。
- (3) 償還を遅延せざるを得ない特別の事情が発生したとき。

(償還免除)

第21条 奨学金の貸与を受けた者又は関係者から、次の各号のいずれかに該当する償還免除願いが提出されたときは、未償還金の償還を免除することがある。

- (1) 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき。
- (2) 本学の名誉を著しく高める功績があったとき。
- (3) 特別の事情により免除の願い出があったとき。

(償還期間及び割賦金の変更)

第22条 本学奨学金を貸与された者が、本学に入学、編入学し、再び奨学生になった場合、本人の願い出により償還期間及び割賦金を変更することができる。

(施行要領)

第23条 この規程を円滑に運営するために、施行要領を定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

(事務の所管)

第25条 この規程に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、平成3年度入学生から適用する。ただし、第4種奨学生及び第10条に規定する奨学生は、昭和63年度入学生から適用する。

なお、昭和63年度から平成2年度の間に入学した学生には、当該者の最短修業年限の内に限り、「平成2年度学校法人札幌大学奨学金取扱要領」に基づき奨学金を給付する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年度以前採用者は、第19条及び第20条にかかわらず、本人の希望により従前のおりとすることができる。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。
- 3 平成24年度以前入学生は、第7条、第25条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度以前入学生は、第3条、第6条、第10条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度以前入学生は、第3条、第6条、第10条、第14条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年12月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度以前入学生は、第3条、第6条、第10条、第14条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

別表1

令和4年度以降入学生に適用

	特別給付奨学金	経済援助奨学金				ウレパ奨学金〔給付制〕	協定校編入学奨学金〔給付制〕
	成績優秀特別奨学金〔給付制〕	生活支援奨学金（学業）〔給付制〕	★生活支援奨学金（課外活動）〔給付制〕	★生活支援奨学金（学業・入学）〔給付制〕	緊急生活支援奨学金〔貸与制〕		
給付額及び貸与額	授業料の半額相当額	① 授業料の半額相当額 ② 100,000円	① 授業料の全額相当額 ② 授業料の半額相当額 ③ 授業料の1/4相当額 ④ 入学金相当額 ※高等教育の修学支援新制度の対象者への給付金額は別表のとおり	① 授業料の全額相当額 ② 授業料の半額相当額 ③ 入学金相当額 ※高等教育の修学支援新制度の対象者への給付金額は別表のとおり	当該年度学費納付金相当額以内	授業料相当額（初年時は入学金相当額を加算） ※高等教育の修学支援新制度の対象者への給付金額は別表のとおり	100,000円
採用期間	1 Semester（半年）	1 Semester（半年）	①～③ 1年間 ※所定の要件を満たすことにより最大4年間 ④ 入学年次（春学期及び秋学期において均等（1/2）に給付）	①及び② 採用期間は、原則最短修業年限以内 ③ 入学年次（春学期及び秋学期において均等（1/2）に給付）	採用期間は Semester 毎とし、当該年度を超えることはできない	原則最短修業年限以内	編入学時の Semester
返還	無	無	無	無	有（無利子）	無	無

義務							
対象者	学業成績優秀者	① 経済的に修学が困難な者 ② 学業成績の基準を満たした者	① 経済的に修学が困難な者 ② 人物及び課外活動における資質が優れている者	① 経済的に修学が困難な者 ② 人物及び課外活動における資質が優れている者	日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金の採用対象とならない家計急変者	① 所定の要件を満たすアイヌ子弟 ② ウレパ・プロジェクトに主体的に参加しながら修学に努める者	本学と編入学協定を締結している短期大学及び専門学校から本学に編入学した者
採用人数	大学：各学年のGPA上位5人 短大：各学年のGPA上位1人	大学：各学年14人程度（①8人、②6人） 短大：各学年1人（①または②） 経過措置 令和3年度、各学年12人程度（①7人、②5人） 令和4年度、各学年11人程度（①7人、②4人）	法人が定める	大学：19人程度	随時受付 大学・短大で年間20人程度（見込）	各学年6人	対象者すべて
募集及び出願時期	出願不要（GPA順に自動的に選考するため）	年度始め（4月）の所定期間	【1年次】学校推薦型選抜（課外活動11月・12月）、自己推薦選抜（課外活動10月・3月）出願期間とする。 【2年次以降】1月の所定期間とする。	出願の時期は、一般選抜（A日程）、自己推薦選抜（A・B・C日程）出願期間とする。他の継続申込時期は2月の所定期間とする。	随時	入学時・各学期始め	出願不要
給付対象期及び出願資格	(1) 給付対象期 1年次生：第2セメスター 2年次	(1) 給付対象期 1年次生：第2セメスター 2年次生：第3・	(1) 給付対象期 1年次生：第1・第2セメスター 2年次生：第3・第4	(1) 給付対象期 1年次生：第1・第2セメスター 2年次	(1) 貸与対象期 当該学期 (2) 受付基準 次のいずれかの事項に	(1) 給付対象期 1年次生：第1・第2セメスター	(1) 給付対象期 編入学時のセメスター

<p>生：第3・第4 セメスター 3年次生：第5・第6 セメスター 4年次生：第7・第8 セメスター</p>	<p>第4セメスター 3年次生：第5・第6セメスター 4年次生：第7・第8セメスター (2) 受付基準 ① 授業料の半額相当額 経済基準算定評価0%以下 学業成績 ・直前の学期(半期)で14単位以上修得していること ・GPA原則2.8以上 ・別に定める単位数を修得していること ② 100,000円 経済基準算定評価50%以下 学業成績 ①と同様 経過措置 令和2年度、算定評価50%以下 令和3年度、算定評価30%以下 令和4年度、算定評価0%以下</p>	<p>セメスター 3年次生：第5・第6セメスター 4年次生：第7・第8セメスター (2) 受付基準 ① 【1年次】 <学校推薦型選抜(課外活動11月・12月)> ・授業料の全額相当額 「学校推薦型選抜(課外活動11月・12月)要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、個人、団体の登録メンバーとして 都道府県大会ベスト4以上の成果を収め、奨学金を給付することにより、著しい成果が見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に多大な貢献ができる者 ・授業料の半額相当額 「学校推薦型選抜(課外活動11月・12月)要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、奨学金を給付することにより、著しい成果が</p>	<p>生：第3・第4セメスター 3年次生：第5・第6セメスター 4年次生：第7・第8セメスター (2) 受付基準 一般選抜(A日程)、自己推薦選抜(A・B・C日程)のいずれかの出願資格を有し、経済的支援の検討対象となるもの。</p>	<p>該当していること (1) 家計急変により、修学経費の支弁が困難になり、現に学業を継続することが困難になった者。 (2) 授業料の支弁に特に支障をきたした卒業年次生 申請の前学期までの修得単位が (1) 札幌大学「生活支援奨学金(学業)[給付制]」で定める単位数以上 (2) 原則として通算GPA 2.0以上 ただし、 ① 1年次生 春学期授業料を納付している者 ② 卒業年次生 大学3年次終了時94単位以上修得 短大1年次終了時30単位</p>	<p>2年次生：第3・第4セメスター 3年次生：第5・第6セメスター 4年次生：第7・第8セメスター (2) 受付基準 1 経済的支援を必要とする者 ※家計基準： 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下 2 人物優秀でアイヌ文化伝承活動の意思を特に強く持つ者 ※その意思を証する選考委員会からの推薦書が必要</p>	<p>ー</p>
--	---	---	--	---	---	----------

		見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に多大な貢献ができる者。 ・授業料の1／4相当額 「学校推薦型選抜（課外活動11月・12月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、奨学金を給付することにより、著しい成果が見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に貢献ができる者。 ・入学相当額 「学校推薦型選抜（課外活動11月・12月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、人物、課外活動における資質が優れている者。 <自己推薦選抜（課外活動10月・3月）> ・授業料の半額相当額 「自己推薦選抜（課外活動10月・3月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、奨学金を給付する	以上修得		
--	--	---	------	--	--

			<p>ことにより、著しい成果が見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に多大な貢献ができる者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料の1／4相当額 「自己推薦選抜（課外活動10月・3月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、奨学金を給付することにより、著しい成果が見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に貢献ができる者。 ・入学金相当額 「自己推薦選抜（課外活動10月・3月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、人物、課外活動における資質が優れている者。 <p>② 【更新：2年次以降】学生申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料の全額相当額、半額相当額、授業料の1／4相当額 <p>所属クラブにおける練習に</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>において、8割以上の参加をしてきた者で、人物、課外活動における資質が優れ、奨学金を給付することにより、更なる成果が見込まれる者。併せて、下記テストを受験済みであること。</p> <p>(GPS—Academic)</p> <p>※練習参加率の算出において、入院等特別な事情がある場合は考慮することがある。</p>				
選考方法及び選考基準	直前の学期の修得単位が14単位以上かつGPA2.8以上の者をGPA順に自動的に選考 ※学生・入試委員会において選考	経済・学業成績の基準を満たしている者の中から算定評価の低い順に採用 ※学生・入試委員会において選考	<p>【1年次第1 Semester】 学校推薦型選抜(課外活動11月・12月)、自己推薦選抜(課外活動10月・3月)に出願した者で、上記出願資格(2)受付基準①を満たした者を採用 ※課外活動推進小委員会及び学生・入試委員会において選考</p> <p>【2年次第3 Semester以降】 出願資格(2)受付基準②を</p>	<p>【1年次第1 Semester】 自己推薦選抜[専門学科(職業)・奨学生]に出願した者で、上記出願資格(2)受付基準①を満たした者を採用 ※学生・入試委員会において選考</p> <p>【2年次第3 Semester以降】 出願資格(2)受付基準②を</p>	上記出願資格(2)受付基準を満たす者 ※学生・入試委員会において採用者を選考	札幌大学ウレパ奨学金制度受給候補者選考要領による ※ウレパ選考委員会および学生・入試委員会において採用者を選考	自動的に選考 ※学生・入試委員会において選考

			<p>満たし、下記項目に該当していない者を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業年限での卒業不可 ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下 ・授業出席率が5割以下 <p>また、以下について2年連続で該当していないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下 ・授業出席率が8割以下 ・GPAが下位4分の1 <p>※課外活動推進小委員会及び学生・入試委員会において選考</p>	<p>に該当していない者を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業年限での卒業不可 ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下 ・授業出席率が5割以下 <p>また、以下について2年連続で該当していないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下 ・授業出席率が8割以下 ・GPAが下位4分の1 <p>※課外活動推進小委員会及び学生・入試委員会において選考</p>			
採用発表	春学期：6月上旬、秋学期：10月上旬（予定） 奨学金掲示板で発表	春学期：6月上旬、秋学期：10月上旬（予定） 奨学金掲示板で発表	<p>【1年次第1 Semester】 学校推薦型選抜（課外活動11月・12月）、自己推薦選抜（課外活動10月・3月）合格発表日</p> <p>【2年次第3 Semester以降】</p>	<p>【1年次第1 Semester】 一般選抜（A日程）、自己推薦選抜（A・B・C日程）合格発表日</p> <p>【2年次第3 Semester以降】</p>	随時	春学期：4月上旬、秋学期：10月上旬（予定） 申請者に連絡	選考後に対象者に連絡

			前年度3月上旬	前年度3月上旬			
継続要件	セメスター毎の採用のためなし	セメスター毎の採用のためなし	1年毎の採用のためなし	1年毎の採用のためなし	—	1年毎の採用のためなし	1度のみ採用のためなし
他の奨学金との併給	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（生活支援〔学業〕、緊急生活支援、ウレパ）、札幌大学私費外国人留学生奨学金との併給不可 ③ 高等教育の修学支援新制度との併給可	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（特別給付奨学金、生活支援〔課外活動〕、緊急生活支援、ウレパ）との併給不可 ③ 高等教育の修学支援新制度との併給不可	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（成績優秀特別奨学金〔給付制〕）との併給可 ③ 札幌大学奨学金（生活支援〔学業：給付制〕、私費外国人留学生奨学金、ウレパ）との併給不可 ④ 国の修学支援新制度との併給可。ただし、該当区分より、給付額は異なる。詳細は給付額欄参照のこと	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（特別給付奨学金、生活支援〔給付制〕、緊急生活支援、ウレパ）との併給不可 ③ 高等教育の修学支援新制度との併給可。ただし、該当区分より、給付額は異なる。詳細は給付額欄参照のこと	日本学生支援機構奨学金との併給可	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（特別給付奨学金、生活支援〔給付制〕、緊急生活支援）との併給不可 ③ 高等教育の修学支援新制度との併給可	全て可
特記事項	※外国人留学生は、134,750円	※算定評価は、日本学生支援機構の計算式に基づく認定所得金額と収入基準額により算出				※主たる家計支持者の収入金額は、原則、採用決定日（当該年度の4月1日を基準とする）の前年のものとする。なお、給	

						与所得者は、源泉徴収票の支払金額、給与所得者以外は、確定申告書等の所得金額とする。	
留学生	適用可	適用不可	適用可	適用不可	適用不可	適用不可	適用可

(目的)

第1条 この要領は、札幌大学奨学生規程（以下「奨学生規程」という。）第23条の規定に基づき、同規程を円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

(出願書類)

第2条 奨学生への出願者は、奨学生願書（様式1）を提出するものとする。

2 課外活動優秀特別奨学生、生活支援奨学生（課外活動）、生活支援奨学生（学業・入学）、緊急生活支援奨学生及びウレバ奨学生の出願者は、主たる家計支持者の収入金額を証する書類を提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じ他の証明すべき資料の提出を求めることがある。

(受付及び選考基準)

第3条 奨学生の受付及び選考基準は、奨学生の種類ごとに別に定める。

(採用手続)

第4条 奨学生の採用通知書（様式2）は、採用決定後14日以内に本人及び奨学生願書記載の身元保証人に送付する。

2 奨学生に採用された者は、指定期日までに本人及び身元保証人連署の奨学生誓約書（様式3）を提出しなければならない。

3 採用通知書には、奨学生の種類、給付又は貸与金額、期間を記載するものとする。

(給付及び貸与の方法)

第5条 奨学金の給付及び貸与する奨学金は所定の銀行口座への振込みとする。振込日は当該年度ごとに定めるところによる。

(激励及び警告)

第6条 奨学生が修得した成績又は単位修得状況が悪い場合は、激励又は警告の通知をし、指導する。

(辞退手続)

第7条 奨学生を辞退する者は、辞退願書（様式5）により願い出なければならない。

(奨学金の受領資格喪失)

第8条 奨学生規程第15条の規定により奨学金の給付又は貸与を取り消された者（以下「取消者」という。）は次に掲げるときから受領資格を喪失する。

(1) 退学、除籍、辞退、休学による取消しは、異動のあった日の翌日

(2) 奨学金の受領資格を喪失した日から日割で返還を求める。

(償還計画書及び借用証書)

第9条 生活支援奨学生（貸与制）及び緊急生活支援奨学生が奨学金を受領し終えたときは、それまでに貸与された奨学金全額（以下「借用金額」という。）の償還計画書（様式4）及び借用証書（様式8）を提出しなければならない。

(償還期間、割賦金、償還日)

第10条 償還者は、償還計画書（様式4）に従い償還する。償還期間、割賦金、償還日については別に定める。

(償還期間及び割賦金の変更手続)

第11条 奨学生規程第22条に基づき、割賦金及び償還期間の変更を願い出る者は、奨学金償還期間（割賦金）変更願（様式9）を提出しなければならない。

2 前項により願い出た者の新しい償還期間及び割賦金については別に定める。

(償還猶予手続)

第12条 奨学生規程第20条の規定に基づき、償還の猶予を願い出る者は、猶予願書（様式6）及び猶予後の償還計画書を提出しなければならない。

2 奨学生規程第20条第1号又は第2号による猶予願いには、在学証明書を添付しなければならない。

3 奨学生規程第20条第3号による猶予願いには、必要に応じ証明すべき資料の提出を求めることがある。

4 償還猶予願いを受け取ってから、1月間以内に償還猶予の許可又は不許可を当該者に通知するも

のとする。

(償還免除手続)

第13条 奨学生規程第21条に基づき、償還の免除を願出する者は、償還免除願(様式7)を提出しなければならない。

2 当該者が死亡したことによる願出には、死亡証明書を添付しなければならない。

3 奨学生規程第21条第2号又は第3号に基づく願出には、必要に応じ証明すべき資料の提出を求められることがある。

(償還の延滞)

第14条 貸与した奨学金の償還が1月間以上遅延したときは、その償還を督促する。

2 償還が6月間以上遅延したときは、未償還金の全額を一括償還しなければならない。ただし、延滞利息は課さないこととする。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第18条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第13条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第13条にかかわらず、従前のおりとする。

3 平成24年度以前入学生は、第15条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

別表・様式(省略)

1 趣旨及び目的

この要領は、札幌大学奨学生規程第3条第1項第2号に定める生活支援奨学生（学業・入学）の候補者選考に関して必要な事項を定める。

2 募集人員

大学 19人程度

3 必要書類

- (1) 奨学生願書（様式1）
- (2) 主たる家計支持者の収入金額を証する書類
 - ① 給与所得者 源泉徴収票の写し
 - ② 給与所得者以外 確定申告書の写し
- (3) 高等教育の修学支援新制度に採用された者は、採用候補者決定通知の写し
- (4) その他本学が必要とする書類

4 選考組織

前項に基づき、学生・入試委員会において審査決定をする。

検討会議の構成員は以下のとおりとする。

- (1) 副学長（学生・入試担当）
- (2) 学務部学生課長
- (3) 学務部入試課長
- (4) 総務部財務課長

会議の議長は、副学長（学生・入試担当）があたり、会議の議事録は、学務部学生課長が作成し、保管する。

5 選考方法

- (1) 生活支援奨学生（学業・入学）の候補者は自己推薦選抜〔専門学科（職業）・奨学生〕A・B・C日程を受験し、合格した者の中から所定の手続きによって選考された者とする。
- (2) (1)の入学選抜の出願基準、選考方法、経済支援選考方法等詳細は、別に定める。
- (3) (1)の入学選抜において合格し、選考された者を、生活支援奨学生（学業・入学）の候補者とする。

6 選考後のプロセス

- (1) 生活支援奨学生（学業・入学）の候補者は、学生・入試委員会による所定の手続きを経て、入学後、札幌大学奨学生に採用されるものとする。
- (2) 給付される奨学金の詳細については札幌大学奨学生規程に定める。

7 所管

この要領に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

8 改廃

この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

9 施行日

この選考要領は、平成28年12月1日から施行する。

施行日

この選考要領は、平成30年4月1日から施行する。

施行日

この選考要領は、令和2年4月1日から施行する。

施行日

この選考要領は、令和5年6月30日から施行する。

様式（省略）

（趣旨）

第1条 この要領は、札幌大学奨学生規程第14条第3項の規定に基づき、生活支援奨学生（学業・入学）の継続要件に関して必要な事項を定める。

（資格の要件）

第2条 生活支援奨学生（学業・入学）の継続要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 1セメスター当たりの平均修得単位が15単位以上及びG P Aが2.7以上とする。
- 2 前項第1号で使用する平均修得単位は、卒業要件科目の修得単位の累計に基づき算出する。
- 3 認定留学及び交換留学期間中は、前項第1号による資格継続の判断を行わない。

（資格の中断）

第3条 次の各号に該当するとき、生活支援奨学生（学業・入学）の資格を中断する。

- （1） 2期連続したセメスターで、第2条第1項第1号に定める資格の要件を満たさないとき。
- （2） 休学したとき。

（資格の復活）

第4条 前条により資格を中断された者が、第2条第1項に定める資格の要件を満たしたとき及び復学したとき、生活支援奨学生（学業・入学）の資格の復活をすることができる。

（資格の喪失）

第5条 前条により資格の復活をした者が、再び第3条に定める資格の中断に該当するは、生活支援奨学生（学業・入学）の資格を喪失する。

附 則

この施行細則は、平成28年12月1日から施行する。

1 趣旨及び目的

この要領は、札幌大学奨学生規程第3条第1項第1号及び第2号に定める課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の候補者選考に関して必要な事項を定める。

2 選考組織

候補者の選考組織は、課外活動コーディネータ会議とする。

3 募集人員

課外活動優秀特別奨学生 法人が定める

生活支援奨学生（課外活動） 法人が定める

4 必要書類

(1) 奨学生願書（様式1）

(2) 主たる家計支持者の収入金額を証する書類

① 給与所得者 源泉徴収票の写し

② 給与所得者以外 確定申告書の写し

(3) 高等教育の修学支援新制度に採用された者は、採用候補者決定通知の写し

5 選考手続

(1) 課外活動コーディネータ会議は、次に掲げる各条件に該当する者の中から、入学試験出願資格を審査する。

① 課外活動における優れた資質を備え、課外活動推薦特別入試によって入学することを志願する者

② 本学が求める競技実績を持つ者

③ 生活支援奨学生（課外活動）については、主たる家計支持者の収入が札幌大学奨学金別表に定める条件を満たしている者

④ 本学が求める学力を有する者

ア 高等学校調査書評定平均値3.0以上の者

イ その他、課外活動コーディネータ会議が定める学力検査により、本学での修学に耐え得る学力が備わっていると認められる者

(2) 奨学生候補者の区分

課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の候補者は、4(1)の条件により、次のいずれか（入学後の奨学生の区分）に区分されるものとする。

① 課外活動優秀特別奨学生

ア 「課外活動推薦特別入学試験要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、全国大会に出場した個人、団体の登録メンバーで、人物、課外活動における資質が特に優れ、奨学金を給付することにより、著しい成果が見込まれる者

または、課外活動コーディネータ会議においてこれらと同等の力量を有すると認められた者

イ 「課外活動推薦特別入学試験要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、予選のある都道府県大会に出場し、上位3分の1以上またはベスト8に入賞した個人、団体の登録メンバーで、人物、課外活動における資質が優れ、奨学金を給付することにより、成果が見込まれる者

または、課外活動コーディネータ会議においてこれらと同等の力量を有すると認められた者

ウ 「課外活動推薦特別入学試験要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、都道府県大会に出場した個人、団体の登録メンバーで、人物、課外活動における資質が優れている者

または、課外活動コーディネータ会議においてこれらと同等の力量を有すると認められた者

② 生活支援奨学生（課外活動）

ア 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下で、

課外活動における資質が特に優秀であり、地域貢献を含む本学の学事運営に多大な貢献ができる者

イ 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下で、課外活動における資質が優秀であり、地域貢献を含む本学の学事運営に貢献できる者

ウ 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下で、課外活動における資質が優れている者

(3) 課外活動コーディネータ会議は、出願資格審査後、課外活動推薦特別入試において合格した者を課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の候補者として選考し、学生に関する検討会議に報告する。

6 選考後のプロセス

(1) 課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の候補者は、学生に関する検討会議による所定の手続きを経て、入学後、札幌大学奨学生に採用されるものとする。

(2) 給付される奨学金の詳細については札幌大学奨学生規程に定める。

7 施行日

この選考要領は、平成27年10月1日から施行する。

施行日

この選考要領は、令和2年4月1日から施行する。

課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の継続に係る取扱要領

平成27年10月1日

制定

（趣旨）

第1条 この要領は、札幌大学奨学生規程第14条第3項の規定に基づき、課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の継続要件に関して必要な事項を定める。

（資格の要件）

第2条 課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の継続要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 1 Semester当たりの平均修得単位が15単位以上で、当該課外活動を継続していること
- （2） 別に定める給付条件（受付基準）を満たしていること
- 2 課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）が当該クラブを退部した場合には、課外活動コーディネータ会議が資格継続の判断を行う。
- 3 前項第1号で使用する平均修得単位は、卒業要件科目の修得単位の累計に基づき算出する。
- 4 認定留学及び交換留学期間中は、前項第1号による資格継続の判断を行わない。

（資格の中断）

第3条 次の各号に該当するとき、課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の資格を中断する。

- （1） 2期連続したSemesterで、第2条第1項第1号に定める資格の要件を満たさないとき。ただし、第2 Semester終了時の修得単位が21単位以上の場合、次Semesterにおける資格の中断は行わない。
- （2） 当該クラブを退部し、課外活動コーディネータ会議が資格を中断すると判断したとき。
- （3） 第2条第1項第2号に定める給付条件を満たさないとき。
- （4） 休学したとき。

（資格の復活）

第4条 前条により資格を中断された者が、第2条第1項に定める資格の要件を満たしたとき及び復学したとき、課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の資格の復活をすることができる。

（資格の喪失）

第5条 前条により資格の復活をした者が、再び第3条に定める資格の中断に該当するは、課外活動優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（課外活動）の資格を喪失する。

附 則

この取扱要領は、平成27年10月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法第16条の規定により、奨学金の返還免除を受けようとする者の推薦に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 札幌大学大学院において日本学生支援機構第一種奨学金貸与を受けた学生であつて、在学中、学業及び人物とも特に優れた業績をあげた者とする。

(選考委員会)

第3条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令第8条第2項に規定する返還免除の認定を受ける候補者として推薦すべきものを選考するため「日本学生支援機構大学院返還免除候補者選考委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する者

3 委員会に委員長を置き、学長が委員長となる。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 選考基準の設定

(2) 候補者の選考

(3) 候補者の順位

(4) その他候補者の推薦に関して必要な事項

(選考方法)

第4条 委員会は、返還免除の認定を受けようとする者の選考に関する事項を、調査審議を行うに当たり、学生の選考分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

2 委員会は、候補者の選考に当たり、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程第47条第2項に規定する基準により総合的に評価するものとする。

3 基準は別表のとおりとする。

(推薦)

第5条 学長は、前条の選考に基づき返還免除候補者に順位を付し、独立行政法人日本学生支援機構が定める業績優秀者返還免除申請書及び推薦理由書に業績を証明する資料を添付し、推薦するものとする。

附 則

この規程は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

別表

札幌大学大学院奨学金返還免除候補者選考基準

<総合評価される業績の種類>

大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績が対象となる。

○ 評価項目

		評価項目	証明する書類
--	--	------	--------

専攻分野に関する業績	機構が定める評価基準	大学院における教育研究活動等	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等	
1 学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	① 学位論文及びその他の研究論文について特に優れていると研究科委員会等で認められること	② 学会誌等への論文掲載 ③ 学術雑誌等への掲載 ④ 国際会議論文 ⑤ 学会発表 ⑥ 学会表彰 ⑦ 日本学術振興会特別研究員に採用	① 学位論文 ② 論文別刷り ③ 掲載論文誌 ④ 講演論文集 ⑤ 研究業績目録等 ⑥ 賞状等 ⑦ 日本学術振興会特別研究員採用通知 ⑧ その他、①～⑦以外の該当書類
2 大学院設置基準第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	① 特定の課題についての研究成果が特に優れていると研究科委員会等で認められること	② 権威ある大会や団体において評価を得たもの ・展覧会、演奏会への作品発表 ・指導員、審判・審査員等の資格取得及び審査・指導 ・全国的な競技会への出場	① 賞状等 ② 大会参加証書・資格証 ③ その他、①②以外の該当書類
3 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	① 1、2以外の著書、データベースが特に優れていると研究科委員会等で認められること	② 1、2以外の著書、データベース、解説記事等の著作物がある	① 出版物 ② 賞状等 ③ その他、①②以外の該当書類
4 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	① 特許・実用新案等が研究科委員会等で特に優れていると認められること	② 特許・実用新案などの取得あるいは出願	① 出願資料 ② 特許取得を証明するもの ③ その他、①②以外の該当書類
5 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門知識や研究能力を習得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な	① 優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められたこと ② 成績評価等により特に優秀と		① 成績証明書 ②③ 指導教員判定書 ④ その他、①～③以外の該当書類

	成績を挙げたと認められること	認められたこと ③ 【修士課程(博士前期課程を含む。)】特に優れた研究能力や専門的知識を有すると研究科委員会等で認められること		
6 研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げられたと認められること	① リサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること	② 学外でのリサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること	① 業務内容報告書 ② 指導教員の所見 ③ その他、①②以外の該当書類
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること		① 国内外における発表会等における受賞等	① 賞状等、作品の場合は、当該作品の写真、コピー等 ② その他、①以外の該当書類
8 スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること		① 国内外における競技会等において入賞	① 賞状、記録証等 ② その他、①以外の該当書類
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	① 学内の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの	② 学外の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの	① 表彰状や具体的な活動内容報告書等 ② 機関からの感謝状や具体的な活動内容報告書 ③ その他、①②以外の該当書類

○ 評価方法

- 1 専攻分野に関する業績 1、2、3を主要業績群、それ以外を参考業績群とする。
- 2 主要業績群と参考業績群の各評価項目について総合評価する。

- ① 主要業績群
 - 1、2、3の業績について、該当する各評価項目をA（10点）、B（7点）、C（4点）とする。
 - ② 参考業績群
 - 4～9までの業績について、該当する評価項目をA（5点）、B（3点）、C（1点）とする。
 - （注）専攻分野に関する業績6、7、8及び9は、専攻分野に関連した業績でないと認められない。
 - ③ ①と②を総合評価する。
 - ただし、あくまで主要業績の評価が主であり、参考業績群の評価は副次的な要素としてみなす。
- 3 総合評価点の高い順から、対象奨学生の推薦順位を決定する。

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）に入学及び在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）で、身元保証人等がない者の身元保証等を本学が機関として引き受けることについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、留学生とは学校法人札幌大学外国人留学生規程第2条に定める者で、正規課程に入学を許可された者又は在学する者とする。

(身元保証等の内容)

第3条 身元保証等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 留学生の住宅賃貸に関して必要な保証
- (2) その他本学に在学するうえで必要な身元保証

(保証期間)

第4条 身元保証の期間は、所定の手続完了後、本学の修業年限内とする。

(保証の停止・取消)

第5条 留学生が次のいずれかに該当するときは、身元保証等を停止又は取り消すものとする。

- (1) 本学学則に規定する懲戒となったとき
- (2) 学修状況及び生活状況に著しく問題があるとき
- (3) 他に身元保証人等を設定したとき

(申請)

第6条 身元保証等を希望する者は、本学所定の申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、申請しなければならない。

(審査)

第7条 審査は、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費等を納入し、自己の負担において次の保険等に加入することを条件に、所管部署が行う。

- (1) 留学生総合保険
- (2) 国民健康保険

(保証機関)

第8条 前条の審査結果に基づき、学校法人札幌大学が身元保証等を行う。

附 則

- 1 この要領は、平成9年12月18日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、札幌大学並びに札幌大学女子短期大学部外国人留学生機関保証取扱要領は、平成10年1月26日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式（省略）

(趣旨)

第1条 この規程は、課外教育活動の場を提供することによって、学生の自治活動の充実と発展を目標とし、学生相互の人格的交流を深めるために設置された、札幌大学サークル会館（以下「会館」という。）の使用に必要な事項を定める。

(運営管理)

第2条 会館の運営管理責任者は、事務局長とする。

2 会館の運営管理は学生自治会と協議して行う。

(使用資格)

第3条 会館を使用できる者は、本学の学生に限る。ただし、運営管理責任者が適当と認めたときはこの限りではない。

(使用)

第4条 会館は、次の各号に掲げる一に該当する場合に使用することができる。

- (1) 学生の課外教育活動
- (2) 大学の行事
- (3) その他運営管理責任者が認めたもの

(使用時間)

第5条 会館の使用は、午前8時から午後10時までとする。なお、定められた以外の時間に使用する場合は、時間延長願（様式第1）を所定の日時まで事務局に提出し、運営管理責任者の許可を得なければならない。

(使用手続)

第6条 会館の使用は、1団体1室とする。

2 会館を使用するときは、毎年度定められた期間に所定の使用許可願（様式第2）を事務局に提出し、運営管理責任者の許可を得なければならない。

3 会館の共有の施設、備品を使用するときは、原則として使用日の7日前までに所定の使用許可願（様式第2）を事務局に提出し、運営管理責任者の許可を得なければならない。

(遵守事項)

第7条 会館を使用する者は、良識に反し、品位を汚す行為をしてはならない。

(使用禁止)

第8条 会館の利用者が、運営管理責任者が定める遵守事項に違反した場合には、会館の使用を禁止することがある。

(損害賠償)

第9条 利用者が、故意又は重大な過失により会館の施設、備品等を破損若しくは紛失した場合は、事務局に報告し損害を賠償しなければならない。

(鍵の管理)

第10条 鍵の管理は、学生自治会と共同で行う。

- 2 共有施設の鍵は学生自治会が保管し、各団体が当該施設を使用する場合に鍵を貸し出す。
- 3 各団体の部屋の鍵は学生自治会、当該団体責任者が保管する。
- 4 電気等危険設備のある部屋の鍵は、事務局が保管する。
- 5 マスターキーは事務局が保管し、非常、緊急の場合以外は学生自治会との協議のうえ使用する。

(部室の管理)

第11条 各団体は使用責任者1人を置き、部室の管理及び清掃の義務を負う。

(維持保守)

第12条 会館の維持保守については、法人が行う。ただし、使用者の責に帰するものはこの限りではない。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(札幌大学サークル会館使用細則の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学サークル会館使用細則は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

課外活動推進に関わる経費補助取扱要領

平成27年10月1日
制定

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌大学（以下「本学」という。）の学生の文化・スポーツ活動を推進するために、本学学生自治会に所属する団体並びに各指導者に対して、全国大会出場に伴う経費及び課外活動の水準向上に資するための経費等の一部を補助することに必要な事項を定める。

(範囲)

第2条 経費の一部を補助するものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る経費（団体）
- (2) 課外活動の水準向上に資するための用品に係る経費（団体）
- (3) 学外施設借用等に係る経費（団体）
- (4) 全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る学生引率旅費（専任教職員）
- (5) 全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る学生引率旅費（学外指導者）
- (6) 課外活動における学生指導に関する経費（専任教職員・学外指導者）

(適用)

第3条 前条に定める経費補助を受ける場合の申請資格、補助回数、対象人員、補助額、申請手続き等は別表による。

(所管)

第4条 この要領に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(改廃)

第5条 この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
(全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る経費補助規程等の廃止)
- 2 この取扱要領の施行に伴い、全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る経費補助規程、全国大会出場に係る学外指導者に対する旅費補助取扱要綱、全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る学生引率旅費の取扱い要領、課外活動用品助成要領、課外活動における学外施設借用等に係る補助の取扱いについて、課外活動における学生指導費に関する取扱いについては、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年6月30日から施行する。

別表（省略）

(趣旨)

第1条 この要領は、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づき、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）が本学学生及び卒業生について行う無料職業紹介業務に関し必要な事項を定める。

(求人)

第2条 学生及び卒業生に対する企業・団体からの求人申し込みは、求人票を以って学務部就職課（以下、就職課という。）が受け付ける。ただし、申し込みの内容が法令に違反するとき又は労働条件と賃金、労働時間等が不相当と認めるとき、あるいは本学の教育課程に不相当と認めた場合は申し込みを受理しないことがある。

- 2 求人票には従事する業務の内容、採用条件、賃金等必要な諸条件を詳細に記入することを要する。
- 3 企業等に対する求人開拓については、就職課が公共職業安定所及びその他の関係機関と相互協力し、出来るだけ多くの求人を開拓する。

(求職の受付)

第3条 学生及び卒業生からの就職希望申し込みは就職課が受け付ける。

- 2 申し込みの内容が法令に違反するときはこれを受け付けない。
- 3 必要があると認めるときは、求職に対する労働条件、その他の諸条件について、求職者に対し助言することがある。

(求職者の留意事項)

第4条 就職を希望するものは「進路登録票」を就職課へ提出し、所定の手続きをしなければならない。提出しないものには就職の斡旋及び関係書類を交付しない。

- 2 採用内定（決定）の通知を受けた場合は、直ちにその旨を就職課に届け出なければならない。最初に採用内定（決定）したところをもって就職先とし、以後の斡旋は行わない。
- 3 校内選考による就職の斡旋（学校推薦）は、求職者1人に対し原則1企業とする。
- 4 学校推薦を受け、正当な理由なく放棄した者については推薦を取り消し、以後、推薦をしない。
- 5 就職に関する情報は総合学生支援システムまたは就職関係掲示板により伝達する。
- 6 就職を希望する者は、本要領を守らなければならない。著しく大学の体面を汚した者及び本要領に反した者に対しては就職の斡旋を中止することがある。

(個人情報の適正管理)

第5条 職業紹介業務に係る個人情報の取扱者を置く。

- 2 個人情報の取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努める。
- 3 個人情報の取扱者は、公共職業安定所等の個人情報の適正管理に関する講習会に参加する。
- 4 個人情報の取扱者は、個人の情報に関して求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行う。
- 5 個人情報の取扱者は、本人から本人個人の情報に関し、訂正の請求があった場合は、遅滞なく訂正を行う。
- 6 個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者を置く。
- 7 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理を行う。

(職業紹介事業の報告)

第6条 4月1日から翌3月31日までの事業年度における求人数、求職者数、就職者数等を公共職業安定所の指定する様式で、所轄の公共職業安定所長に5月31日までに報告する。

(法令の遵守)

第7条 業務の運営に関しては、すべて公共職業安定所及び関係諸法令の定めるところにより処理する。

(庶務)

第8条 この要領に関する庶務は、学務部就職課が行う。

(改廃)

第9条 この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
(札幌大学職業紹介運営規程、札幌大学職業紹介に係る個人情報適正管理規程及び札幌大学女子短期大学部職業紹介に係る個人情報適正管理規程の廃止)
- 2 この要領の施行に伴い、札幌大学職業紹介運営規程、札幌大学職業紹介に係る個人情報適正管理規程及び札幌大学女子短期大学部職業紹介に係る個人情報適正管理規程は廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(特例措置)

- 1 本要領に規定する「卒業生」には、札幌大学女子短期大学部を卒業した者を含む。
(施行期日)
- 2 この要領は、令和5年6月30日から施行する。

学校法人札幌大学資格取得奨励援助金取扱要領

平成16年7月1日
制定

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、学校法人札幌大学の設置する学校（以下「本学」という。）の学生及び卒業生に対し、札幌大学キャリアサポートセンター（以下「キャリアサポートセンター」という。）が実施する各種資格取得講座を受講し、合格を目指すことを奨励援助するために必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 この取扱要領に定める奨励援助金の給付を受けることができる者は、キャリアサポートセンターの各種資格取得講座の受講申込時において、本学の学生又は卒業後2年未満の卒業生で、かつ、キャリアサポートセンターが開講する各種講座を受講し、その終了直後の資格試験に合格した者とする。ただし、再受講者は除く。

(給付基準)

第3条 奨励援助金給付基準は、別表第1に定めるとおりとし、毎年度予算の範囲内で執行する。

(出願)

第4条 第2条に該当する奨励援助金の給付を希望する者は、出願資格が確定後速やかに所定の申請書(様式第1号)に資格を取得したことを証明する書類を添付し、学長に願い出なければならない。ただし、キャリアサポートセンターが開講する1講座を受講し、複数の資格を取得した場合は、主たる1資格を対象とする。

(選考等)

第5条 奨励援助金給付の選考、取消及び返還の決定は、キャリアサポートセンターがこれを行い、学長に報告する。

(取消等)

第6条 奨励援助金受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、学長が奨励援助金の給付を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 本学の学則により処分を受けたとき。
- (2) 法令等により処罰を受けたとき。
- (3) 虚偽の申告など不正が判明したとき。

2 前項により返還を求められた者は、2週間以内に、所定の奨励援助金を一括して学長へ返還しなければならない。

(所管)

第7条 この要領に関する事務の所管は、企画部就職課とする。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 本要領に規定する「卒業生」には、札幌大学女子短期大学部を卒業した者を含む。

別表第1 奨励援助金給付基準及び給付額

出願区分	奨励援助金給付基準及び給付額
【第2条】関係	原則として受講料の40%を基準とし、十円未

	満を切り捨てた額とする。
--	--------------

様式第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学施設・備品等貸出規程第2条の規定に基づき、札幌大学セミナーハウス（以下「施設」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2条 施設は、原則として学生の正課教育や正課外教育、教職員の研究や研修、卒業生の会合等及び本学との文化、スポーツ交流等に供することを目的とする。

(利用者の資格)

第3条 施設を利用できる者は次に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の卒業生
- (4) 前3号に掲げる者の他、参与が特に認めた者

(利用の受付期間)

第4条 施設の利用受付期間は、原則として利用日の90日前から利用日前月の15日までとする。

(利用の受付窓口、受付の制限)

第5条 施設の利用に関する受付窓口は運営事業オフィスとする。

2 次に掲げる事項に該当するときは、これを受けけない。

- (1) 選挙及び選挙運動を目的とするとき。
- (2) 政党運動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 本学の行事、正課教育及び正課外教育等に支障を来たすと思われるとき。
- (5) その他利用上、支障があると認められるとき。

(利用の申請、許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、「セミナーハウス利用申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

2 施設の利用を許可したときは、セミナーハウス利用許可証（様式2）を交付するものとする。

3 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、申請書の記載事項について変更が生じたとき又は利用を中止したときは、速やかに届け出なければならない。

(利用料金の徴収)

第7条 施設の利用料金は、別に定める。

2 料金は後払いとし、指定された期日までに納付しなければならない。

(休館日)

第8条 施設の休館日は、原則として次に掲げる日とする。

- (1) 事務局の夏期一斉休暇期間
- (2) 11月1日～2月末日
- (3) 施設等保守日
- (4) その他本学の都合により臨時に設ける日

(利用許可の取消し)

第9条 この規程に違反した者又は施設の正常な運営を妨げた者には、施設の利用を制限又は利用許可の取消しをすることがある。

(弁償責任)

第10条 利用者が故意に施設、設備等を汚損、破損又は紛失したときは、弁償の責を負わなければならない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(学校法人札幌大学セミナーハウス利用要領の廃止)
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人札幌大学セミナーハウス利用要領は廃止する。
(様式1)
(様式2)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）の正課教育及びこれに付随する学外における研修、又は課外活動のためのバス（以下「大学バス」という。）の利用について定める。

(定義)

第2条 この規程で正課教育とは、本学が開設する単位認定を伴う正課の授業によるものとし、課外活動とは、本学学生自治会に所属する団体の主たる活動をいう。

(利用の範囲)

第3条 課外活動による利用の範囲は、別に定める。

(利用申請)

第4条 大学バスを利用しようとする者は、大学が指定する期限までに申請書類を提出しなければならない。なお、申請期限及び申請書類については別に定める。

2 利用申請の受付窓口は別に定める。

(利用許可)

第5条 前条の手続きにより大学バスの利用を許可するときは、許可書（様式2）の交付をもって行う。ただし、利用者が特に必要としないときには、許可書の交付を省略することができる。なお、学長は許可に際し、利用条件を付することができる。

2 バス運行の手配が困難であるときは、利用を許可できない場合がある。

(運行管理)

第6条 大学バスの運行は、学校法人札幌大学が指定した会社に依頼する。

2 大学バスの利用にあたっては、原則として本学職員又は課外活動指導者など、利用上の責任者が同行するものとする。なお、課外活動における利用上の責任者が本学の業務の都合上同行できない場合、学内の関係機関と責任者は、有事の対応に備え、利用期間中の連絡体制を確保しなければならない。

(運行制限)

第7条 大学バスの運行は、次のとおり制限する。

(1) 運行を許可する目的地の範囲は、北海道内とする。

(2) 本学発着とし、利用者は目的地までの効率的かつ経済的な利用に努めるものとする。なお、利用期間中においては、原則として運行計画を変更することはできない。また、特別な事由により利用上の責任者が運行計画を変更しなければならないと判断したときは、学内の関係機関と協議し、許可を得なければならない。

(3) 利用人数は、原則として1利用団体当たり10人以上とする。

(費用負担)

第8条 大学バスの運行に係る費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 大学バスを利用した者は、本学からの請求に基づき、指定した期限までに大学バス利用料を納付しなければならない。なお、納付方法は別に定める。

(2) 前項に規定する利用料は、バスチャーター料金の2分の1及びバスチャーター料金以外の運行に係る全ての費用とする。なお、バスチャーター料金の2分の1について千円未満の端数が生じる場合は本学が負担する。

(3) 利用者の都合によって利用を取りやめた場合に生じる費用については、利用者が負担する。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。